

(第288回監査懇話会監査セミナー)

**親会社等との利益相反取引と開示
～改正会社法・法務省令を踏まえた
親子会社監査役の留意点～**

平成 2 8 年 7 月 1 3 日

獨協大学大学院法務研究科教授

高 橋 均

【略 歴】

一橋大学大学院博士後期課程修了。博士（経営法）。

昭和 55 年新日本製鐵株式会社（現、新日鐵住金株式会社）入社。

平成 22 年より獨協大学大学院法務研究科（法科大学院）教授。埼玉大学大学院博士課程客員教授兼任（会社法特論担当）。埼玉弁護士会綱紀委員会委員。

専門は、商法・会社法、金融商品取引法、企業法務。

会社法に係る諸課題を中心に、全国会議・学会での報告やパネリスト、部会・セミナー・個別企業内研修・グループ会社研修の講師多数。

企業法学会（理事）・国際取引法学会（理事）・日本私法学会・日米法学会・日本内部統制研究学会・日本監査研究学会所属。（社）GBL（グローバルロー）研究所理事。

実務と法理論の双方からのアプローチを実践している。

【主 著】

『株主代表訴訟の理論と制度改正の課題』同文館出版（2008 年）

『最新・金融商品取引法ガイドブック』新日本法規出版（共編著、2009 年）

『会社役員の法的責任とコーポレート・ガバナンス』同文館出版

（共編著、2010 年）

『契約用語使い分け辞典』新日本法規出版（共編著、2011 年）

『コーポレート・ガバナンスにおけるソフトローの役割』中央経済社

（共編著、2013 年）

『グループ会社リスク管理の法務（第2版）』中央経済社（2015 年）

『新版・会社法実務スケジュール』新日本法規出版（共編著、2016 年）

『監査役監査の実務と対応（第5版）』同文館出版（2016 年）

その他多数

目 次

I. 親子会社間の利益相反取引・・・・・・・・・・ 3 頁

1. 会社法規定の利益相反取引
2. 利益相反取引に関する損害賠償責任
3. ケース問題

II. 親会社等との利益相反取引・・・・・・・・・・ 5 頁

1. 親会社等との取引の開示
2. 親子会社間取引確認のためのチェックポイント
3. 親会社等との利益相反取引と監査役

III. 利益相反取引と監査役の実務対応・・・・・・・・・・ 9 頁

1. 利益相反取引
2. 会社法規定の利益相反取引に対する実務
3. 広義の利益相反取引（親会社等との利益相反取引）

I. 親子会社間の利益相反取引

1. 会社法規定の利益相反取引

(1) 定義

- ・取締役が、所属している会社を犠牲にして、自己又は第三者の利益を図ること

(2) 利益相反取引のための手続き（会社法 356 条 1 項 2 号・3 号・365 条）

- ・利益相反取引について、取締役は、取締役会で重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
- ・利益相反取引を行った取締役は、遅滞なく、当該取引について重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

※利益相反取引を行おうとする取締役は、直接の特別の利害関係者であることから、取締役会の議決には加われない（会社法 369 条 2 項）

2. 利益相反取引に関する損害賠償責任（会社法 423 条 3 項）

- ・利益相反取引により、会社に損害が生じたときには、次に掲げる取締役は、その任務を怠ったものと推定する。
 - ①利益相反取引を行った取締役
 - ②利益相反取引を決定した取締役
 - ③利益相反取引の取締役会承認決議に賛成した取締役

★利益相反取引は、完全親子会社間では該当しないというのが、判例・学説の確立した考え方（最高裁判例昭和45年8月20日金融・商事判例 231 号 6 頁）

3. ケース問題

甲社は、繊維製品の製造・販売を業とする東証一部上場会社である。

甲社は、ここ数年、炭素繊維等の業績向上が寄与し、会社全体としては、増収・増益が続いていたが、内外の同業他社との競争が益々激化することを見込んで、代表取締役であるAは、一層のコスト削減を指示していた。とりわけ、各部門に対しては、配下の子会社の収益目標を出させた上で、その目標をクリアすることをコミットさせ、その結果によって部門長の評価に大きく影響す

るとの通達を出した。

合成繊維部門を統括している取締役のBは、合成繊維部門の管掌下にある乙社の代表取締役社長を兼務していた。乙社は、ここ3年程業績は赤字基調となっていた。特に、最近の円安による輸入原料の高騰により、今期の赤字は過去最悪となる見込みであった。

このままでは乙社の予算達成が困難になる見込みであったため、Bは甲社の部下である執行役員のCに対して、乙社からの原材料価格を現在の購入価格よりも30%高い価格で毎回購入し、乙社の収益を見かけ上黒字とし収益目標を達成する意向を伝えた。そこで、CはBの指示に基づいて実行した結果、平成24年度の乙社は収益目標を達成し、結果としてBの評価が下がらなかった。

なお、上記実施にあたりBは甲社の取締役会で承認を得ることはしていない。

検討1

Bが甲社に対して行った行為は、許されるであろうか。

検討2

Bの部下であるCは、Bから相談を受けたときに、Bに対してどのような進言すべきであったか。

検討3

甲社の株主Xは、Bに対して何らかの対応をすることが可能か。

Ⅱ. 親会社等との利益相反取引

1. 親会社等との取引の開示

(1) 改正内容

- ・親会社等との取引等に関して、一定事項を事業報告又はその附属明細書に開示（会社法施行規則 118 条 5 号・128 条 3 項）
- ・親会社等との取引に関し、監査役（会）監査報告に事業報告記載内容の監査役意見を記載（会社法施行規則 129 条 1 項 6 号、130 条 2 項 2 号）

注. 対象となる利益相反取引は、重要なものに限定してよい。

【一定事項開示】

- ①取引に当たり、事業報告作成会社（自社）の利害を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）
- ②取引に当たり、事業報告作成会社（自社）の利害を害さないかどうかについての事業報告作成会社の取締役（会）の判断及びその理由
- ③社外取締役が就任している場合は、②の取締役（会）の判断と異なるときには、その意見

(2) 記載対象会社

- ・個別注記表において、「関連当事者取引」の記載がある会計監査人設置会社（A タイプ）、会計監査人非設置会社かつ公開会社（B タイプ）

* 関連当事者取引の個別注記表記載事項は、関連当事者の会社名、相互に保有している議決権株式の割合、取引の内容、取引金額、取引条件等



* 全ての事項を個別注記表記載→会計監査人設置会社（上記 A タイプの会社）

* 関連当事者の会社名、相互保有議決権株式割合以外（取引内容等）は、計算書類の附属明細書に記載→会計監査人非設置会社かつ公開会社（上記 B タイプの会社）

⇒改正事項の事業報告開示においても、A タイプの会社は、全て事業報告の記載、他方、B タイプの会社は、取締役の判断及びその理由等については、事業報告の附属明細書に記載

【関連当事者取引と親会社等との利益相反取引の開示比較表】

	関連当事者取引の個別注 記表への記載	親会社等との利益相反取 引の事業報告への記載
会計監査人設置会社	全ての事項を計算書類に 記載	全ての事項を事業報告に 記載
非会計監査人設置会社か つ公開会社	取引内容・金額・取引条 件と決定方針等について は、附属明細書に記載	取締役（会）の判断、社 外取締役の意見は事業報 告の附属明細書に記載

（３）事業報告記載の際の留意点

①事業報告記載

- ・取締役（会）の判断は、個別でなく、取引の類型毎に包括的な判断
内容で可能

②完全親子会社の記載

- ・完全親子会社形態では、利益相反取引の概念は適用されないという
考え方が判例・学説で確立しているが、事業報告等の記載では適用
除外とはなっていないことには注意

（∵今般の規定は、あくまでも既存の「関連当事者間取引」での記載
を前提としており、「関連当事者間取引」では完全親子会社間取引
を除外としていないため）

（４）事業報告記載例

【記載例１】

当社は、親子会社間取引について、基本的に市場価格で行っていること、市
場価格で行っていない場合には、当社が不利益を生じないような売買基本契約
を予め締結することにより、当社の利益を害さないように留意しております。

注. 売買基本契約の代わりに、ライセンス契約などを締結している場合
には、それらを記載することも考えられる。

【記載例 2】

当社と親会社との取引については、当社及び全ての株主の利益を損なうことがないように、親会社以外の第三者との取引と基本的に同条件での取引であることを社外取締役含めて取締役全員の一致による取締役会で承認されており、当社に不利益を及ぼさないことを確認しております。

注．取締役会以外でも、社内の別の委員会等の会議体で承認されている場合には、それらを記載することも考えられる。

（7）監査報告記載例

【記載例 1（協会ひな型）】

事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

【記載例 2】

事業報告に記載されている当社と親会社との取引に関して、指摘すべき事項は認められません。また、親子会社間取引について、基本的に市場価格で行っていることから、当社の利益を害さないように留意しているものと認めます。

注：利益を及ぼさないように留意している具体的な理由が事業報告で記載されていたら、その文言を利用することも可能（記載例 2 であれば、「市場価格で行っていること」）。勿論、事業報告に記載されていなくても、監査役の判断として理由づけを記載しても構わない。

2. 親子会社間取引確認のためのチェックポイント

- 注．実質的に親会社がその支配力を背景に子会社の利益を毀損する場合は
通常であるので、自社とは原則、子会社を想定していることに注意
- ☐ 個別注記表に、「関連当事者取引」の記載が存在しているか
 - ☐ 親子会社間の利益相反取引に関する社内会議（取締役会、委員会等）の有無→存在していれば、その内容の確認

- 取締役の判断及びその理由が正確に記載されているか
 - 取締役の意見表明として、自社の利益を害さないように留意した事項が存在するか（親子会社間での利益相反取引条件についての意見）
 - 存在すれば、下記の内容の記載となっているか。
 - ・親子会社間で取引の対価の適正性、親子間の取引は市場価格で行うことを原則とするなどの契約の存在
 - ・親会社との取引が、親会社以外の独立した第三者の間との類似取引と同等の取引条件であること
 - ・独立した第三者同士の類似取引と同等の取引条件であることを第三者機関から確認を得ていること（親会社との取引と類似の取引が第三者との取引で存在しない場合）
 - 社外取締役の意見と異なっているか
 - 異なっている場合には、社外取締役の意見の記載が必要
 - 取締役会議事録で確認のこと
- 注 1**：取締役（会）の判断は、個別でなく、取引の類型毎に包括的な判断内容で可能

Ⅲ. 利益相反取引と監査役の実務対応

1. 利益相反取引

- ・会社法規定の利益相反取引（会社法規定の利益相反取引）と一般概念としての利益相反取引（広義の利益相反取引）の峻別

2. 会社法規定の利益相反取引に対する実務

（１）会社法規定の利益相反取引の判断基準

- ・自社の取締役が、自社を犠牲にして自己又は第三者のための利益獲得をする行為をしていないか否か
→子会社の代表取締役を兼務していることが要件
→通常は、親会社の取締役が利益相反取引をする場面が圧倒的

（２）監査役としての実務

- ①親会社の監査役としては、取締役会で重要事項が開示された上で、承認決議されている実務手続きの確認
- ②利益相反取引が自社で固定的な損失となる取引でないなど、取締役会で合理的な説明の有無
- ③事後的に取締役会で報告の有無

3. 広義の利益相反取引（親会社等との利益相反取引）

（１）広義の利益相反取引の状況

- ・親会社等との利益相反取引は、子会社の少数株主保護の視点
- ・特別支配関係にある親会社が子会社を犠牲にして親会社の利益となる非通例的な重要な取引が継続的かつ固定的に行われていること

（２）監査役としての実務

①子会社監査役実務

- ・親会社等との利益相反取引の有無と、有りの場合のその内容の確認
- ・法令に則った開示と監査役としての意見を監査役監査報告に記載

②親会社監査役実務

- ・一部の事業部門が子会社を利用して自部門の利益獲得を行っている恒常的な取引がないか監査

- ・親子会社間の取引について、一定のルール化があるか確認

⇒例えば、グループ会社管理基本規程に、「親子会社間取引は、原則市場価格で行う」などの規定が盛り込まれていることなど



◎親会社等との利益相反取引の問題についても、親子会社監査役間での定例的な確認事項の一つとして指定しておくなどの対応をとっておくと有効

最後まで御清聴 有難うございました。